

国家公務員制度改革推進本部
労使関係制度検討委員会（第2回）
議事概要

1 日時

平成20年12月3日（水） 15:00～17:00

2 場所

中央合同庁舎第4号館
共用第1特別会議室（11階）

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

学識経験者委員 青山佳世、稲継裕昭、今野浩一郎、諏訪康雄、高橋滋

労働側委員 金田文夫、福田精一、山本幸司

使用者側委員 岡島正明、村木裕隆

（政府）

甘利明公務員制度改革担当大臣、

立花宏国家公務員制度改革推進本部事務局長、

岡本義朗国家公務員制度改革推進本部事務局次長、

淵上俊則国家公務員制度改革推進本部事務局審議官、

堀江宏之国家公務員制度改革推進本部事務局参事官、

駒崎源喜国家公務員制度改革推進本部事務局参事官

4 議事次第

（1）開会

（2）甘利公務員制度改革担当大臣挨拶

（3）顧問会議の報告について

（4）便益及び費用について

（5）今後の検討スケジュールについて

（6）閉会

5 議事の概要

○ 冒頭、甘利公務員制度改革担当大臣より、以下の旨の挨拶があった。

公務員制度改革については、政府の重要な課題であり、基本法に基づき、着実に取り組んでいく必要がある。能力及び実績に応じた処遇の徹底などを基本理念とする今回の公務員制度改革を進めるに当たっては、労使関係制度

の検討は避けてとおることのできない課題である。

今回の公務員制度改革では、国家公務員制度改革基本法により、「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」とされている。これは、与野党の修正協議の後に、このような表現となったものである。

また、今般、「顧問会議」から、内閣人事局の機能のあり方等に関する報告を頂いた。

本委員会におかれては、国民の理解を得られるような「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」について早急にご検討いただき、自律的な労使関係制度の措置の具体的な内容について、従来は21年度中、とお願いしていたところであるが、全体の改革を、5年から4年に前倒しするため、21年中、少しでも早く結論を出すことを、改めてお願いする。

- 顧問会議の報告について、事務局より資料1の説明があった後、以下のとおり、委員から質問がなされた。
 - ・ 報告では、人事院の機能の、中立・公正機能、基本権制約の代償機能、この2つのうち、基本権制約の代償機能を内閣人事局に移す、と提言されている。基本権を付与しつつ代償機能をなくす、というのであれば、平仄があうが、そうでなければ、憲法問題にもなりかねない問題であり、容認できない。本委員会の検討は、内閣人事局の設置と、内容、タイミングともに、平仄を持ってすすめるべきと考えるが、大臣のお考えを伺いたい。
- 以上の委員からの質問に対し、甘利大臣から以下のとおり回答がなされた。
 - ・ 今後の改革の進め方については、昨日、開催された、国家公務員制度改革推進本部会合において、改革工程表を作成し、基本権の検討もあわせて前倒しをしていくことについて、私から説明し、了解をいただいた。総理からも、その方向で進めていただきたい、との御指示があった。
改革を進めるにあたっては、全体としての見通しを持って、整合性を図りつつ、進めていきたいと考えている。
- 便益及び費用について、事務局から資料2から4及び参考1から4の説明があった後、各委員より以下のような質問及び意見があった。
 - ・ 参考4について、国家公務員の66.2万人に対し、地方公務員は295.1万人であり、また、国家公務員のうち一般の行政機関の職員は25.6万人であり、うち2万人弱だけが霞ヶ関で勤務し、残りの23万人は地方支分部局等に勤務している。地方の職員も想定した議論が必要である。

- ・ 資料2において、「労使交渉、協約締結権にどれ位のメリットがあると思うか、広く国民にアンケートを取ってはどうか。」とあるが、想定される制度設計が無い中では、良い結果が得られないのではないかと。
- ・ 資料3の全体について、労使関係に手間をかけることがコストとのみ、とらえられているのではないかと危惧する。民間を見ても、労使関係に手間はかかっても、大きな効果を上げている。
- ・ 資料3の便益4として、「国民に理解される労使関係の確立」があげられているが、労使の社会的責任の自覚を促すという趣旨を加えるのが良い。
- ・ 資料3の費用4として、「交渉における参考指標としての調査コストの発生」が挙げられているが、例えば、イギリス、ドイツ、アメリカでは、特別な調査をしておらず、その必要性について検討が必要ではないか。仮に必要としても、現在、人事院や人事委員会が行っている調査より簡素になり、費用ではなく便益ではないか。
- ・ 資料3の費用5、「引き続き労働基本権を制約される職員の給与決定コストの増大」について、例えば、ドイツでは、官吏の給与は、交渉で決定される被用者の給与を踏まえて決定されている。同様に行えば、それほどコストはかからないのではないかと。
- ・ 資料3で挙げられている便益と、協約締結権の付与拡大との因果関係が明らかではなく、明らかにすることが必要ではないか。
- ・ 資料3の費用に関連して、複数の組合が存在する場合のコストを、考えることが必要ではないか。
- ・ 公務は特殊であり、勤務条件法定主義、財政民主主義といった、憲法上の要請について整理すべきである。
- ・ 資料3は、「想定される便益及び費用の内容」とあるが、便益及び費用の内容は、具体的には制度のあり方で決まるのだから、ここでは、「内容」を「基本的視点」に変えることが適当ではないか。
- ・ 便益及び費用は、結局のところ、労使関係の質が一番問われるのであり、そのための制度設計が大切ではないか。
- ・ 便益及び費用は、コストのみかかり便益が出ない可能性のある制度移行期におけるものではなく、一定期間後の定常状態のものを、外国や独立行政法人などの事例を見て、確認していくことが大切である。
- ・ 基本法上、費用がかかるから自律的労使関係制度を措置しない、は、成り立たない。自律的労使関係制度を措置するにあたり、最小の費用で最大の便益を生むように、という視点で議論すべきである。
- ・ 便益及び費用の議論は、専門調査会で、ある意味で出尽くしており、改めてヒアリングは必要なく、全体の設計を行うべきである。
- ・ 公務員が、誇りとやる気を持って職務に邁進するための多少のコストは、許容されると思うが、コストを上回る大きな便益を説明できないと、国民

に理解されないのではないか。また、現在の労使関係にどのような問題点があるのか。

- ・ ILOの見解で示されている代償機関は、当事者が関与し、出された結果は速やかに実施されるというものであるが、現在、組合は会見、つまりは陳情しかできず、また、勧告は、国会の承認がないと活かされないため、ILOの基準を満たしているとはいえない。
- ・ 人事評価制度が新たに導入されると、評価する側とされる側の納得できる物差しが必要であり、労使の話し合いが必要であるが、現在はそうっていない。
- ・ 現在の交渉権は、一方的に要請するだけで、聞いてもらえる裏付けがなく、また、使用者と、交渉結果を取り決める仕組みがない。
- ・ 管理運営事項があるため、交渉の枠が小さい。管理運営事項でも、労使がしっかり話し合いをする枠組みがあることはプラスではないか。
- ・ 今の制度の中で最善を尽くして交渉等を行っている。また、仮に協約締結権を付与するとしても、管理運営事項をその対象とすることは考えられない。
- ・ 便益は、協約締結権の付与により、こんなメリットがあるかもしれないと、国民に理解いただくことが必要であるが、現在、人件費削減などの厳しい環境がある中で、可能であるか疑問である。
- ・ 便益及び費用は、両方のかねあいである。分けて議論せざるをえない面もあるが、両方かけあわせて意味があることに、留意すべきである。

○ 便益及び費用について、各委員の意見を受けて、今野座長より、次のような発言があった。

- ・ 資料3については、「想定される便益及び費用の内容」から、「想定される便益及び費用の基本的視点」に変更したい。
- ・ その上で、今日の議論を踏まえ、もう一度、整理し、次回、中間的な整理として、基本的視点を、委員会で共有したい。

○ 今後の検討スケジュールについて、事務局より、資料5及び6について説明があった後、各委員から次のような意見があった。

- ・ 国民への全体像の示し方の問題であるが、ある程度のしっかりした制度の中身とあわせて示さないと、アンケートたり得ないのではないか。
- ・ 独立行政法人、国立大学法人の調査だけでなく、公務についても、中央の企画立案部門、地方支分部局の実施部門というように、主要な業務の区分に分けて、調査を行うのが良いのではないか。
- ・ この委員会は、争議権の付与については、想定していないのであるから、争議権まで付与された団体からヒアリングするのではなく、協約締結権ま

で与えられている団体に対し、付与前との変化を聞くべきではないか。

- ・ 争議そのものは、民間を含めて、極めて少数であるというのが実態であり、争議権を持っているところは対象外、と割り切るべきではない。民間における労使関係は、参考になるのではないか。
- ・ 争議権は検討対象外、とはなっていないのではないか。例えば電力などの公益産業も、争議権がある一方で、その行使について制限がされており、そうした余地もあるのではないか。
- ・ 争議権については、専門調査会の報告では、両論併記とされており、同報告の論点整理にも、争議権を付与する場合の論点が掲載されている。争議権は本委員会の議論の対象であることを確認すべきである。
- ・ 争議権が議論の対象であるかは、基本法第12条の解釈の問題であり、第12条の文言を素直に読めば、協約締結権の付与についてのみ議論するという事ではないか。
- ・ 本委員会の任務は、一義的には協約締結権の付与拡大について議論することではないか。但し、ヒアリング対象については、委員会の裁量に任されているのではないか。
- ・ 基本法第12条の「自律的労使関係制度を措置する」は、広い概念であり、中核は協約締結権である、と読むべきである。協約締結権の付与拡大の議論に特化するべきではない。

○ 今後の検討スケジュールについて、各委員の意見を受けて、今野座長より、次のような発言があった。

- ・ 国民へのアンケートは、将来の検討への影響も大きく、非常に難しい問題であり、実施については、慎重に検討すべきではないか。
- ・ 大臣の要請である、21年中、できれば少しでも早い時期に報告を取りまとめるというスケジュールに沿って、検討を進めていくこととしたい。
- ・ ヒアリングの対象団体については、基本権のあり方や業務内容など、多様な視点がありうる。候補のリストについて、各委員に相談して決めることとしたい。

○ 次回会議の開催については、早期に日程調整を行うこととされた。

以上

<文責：国家公務員制度改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>